インド特許法の基礎(第43回)

~審決・判例(8)~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. Nokia Corporation Vs. Deputy Controller of Patents and Designs

【事件番号】 W.P. No.2057 of 2010 and M.P.No.1 of 2010

【審決日】 2011年1月24日

【出願番号】 5322/CHENP/2009

【関連条文】 第138条¹

【キーワード】 期間延長

【ポイント】 特許庁長官は特許規則で定められた所定期間を1ヶ月延長する権限を有する。 当局は実質的正義を実現することが求められている。所定期間満了後1ヶ月以内であれば期間延 長の請求を行うことができる。

2. 事実関係

(1) 手続きの経緯

原告(Nokia Corporation)は、米国特許出願(No.11/622,147、優先日2007年1月11日)に基づいて国際出願を行い、本出願は2009年8月18日、インドへ国内移行された。インドにおける国内移行期限は優先日から31ヶ月である(規則20条)。クライアントは移行期限内に代理人へ手続指示を行っていたが、コンピュータにおけるドラフティングエラーによって移行手続きが遅れ、移行期限(2009年8月11日)を徒過した。

移行期限を徒過した国際出願は取り下げられたものとみなされる(規則22条)。インド特許庁は国際出願の書類を、2009年8月21日、国際出願人である原告へ差し戻した。

これに対して原告は、2009年9月10日、再度、国内移行のオンライン出願を行った。また原告は、規則137,規則138に基づく期間延長の嘆願書を提出し、聴聞を請求した。原告はインド特許庁によって聴聞の機会が与えられ、意見書を提出した。

1 規則138条(注:旧規則)

⁽¹⁾ 規則24B、規則55(4)及び規則80(1A)に別段の規定がある場合を除き、本規則に基づく何らかの行為をするため又は何らかの手続をとるために本規則に規定される期間は、長官がそうすることを適切と認めるとき、かつ、長官が指示することがある条件により、長官はこれを1月延長することができる。

⁽²⁾ 本規則に基づいてされる期間延長の請求は、所定の期間の満了前にしなければならない。